平成２４年（フ）第６４３号
兵庫県尼崎市神田北通６丁目159番地の６ベル・アーバニティ尼崎701号
債務者　定井　雅之
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６４５号
兵庫県西宮市山口町下山口１丁目７番14―204号
債務者　黒目　忠治
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６５２号
兵庫県尼崎市神田北通６丁目159番地の６ベル・アーバニティ尼崎701号
債務者　定井　清美
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６６４号
兵庫県西宮市今津曙町７番25号
債務者　一宮美友紀
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６４４号
千葉県野田市山崎1283番地　市営住宅西―３―301
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６４８号
千葉県野田市山崎1283番地　市営住宅西―３―301
債務者　佐藤　秀樹
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６５９号
千葉県鎌ケ谷市丸山２丁目12番38号
債務者　金子　明雄
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６６９号
千葉県松戸市上本郷4577番地　クローバーリーフ101号
債務者　秋葉　梨沙（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６９８号
千葉県松戸市上本郷2673番地の６　エスプワール松戸105号
債務者　菅原　智美（旧姓中澤）
1　決定年月日時　平成24年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７０８号
千葉県柏市北柏４―４―８　クリード北柏ショートステイ、住民票上の住所千葉県柏市宿連寺237番地７　北柏コーポ102号
債務者　三橋　利子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７２９号
千葉県流山市大字西平井１番地の７　サンパレス平和台Ｂ―３
債務者　川村　美樹
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８０号
石川県小松市沢町ホ45番地１
債務者　山﨑　正之
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第９１号
石川県小松市城北町98番地
債務者　北野　良樹
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第２９６号
福井県鯖江市柳町３丁目８番５号　ハイムＮＡＧＡＴＯ203、旧住所東京都荒川区東日暮里６丁目27番13号
債務者　武田　直子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９９号
福井市加茂河原２丁目20番13号　シティハイム加茂203、旧住所福井市光陽１丁目20番31号
債務者　黒田　　健
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
福井県丹生郡越前町茂原第２号２番地　民宿与三平
債務者　鈴木　延次
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０４号
福井市和田２丁目201番地
債務者　金　　東順
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係